

社会福祉基礎構造改革以降の 「福祉の多元化」の再検討

——経営主体の法人形態に注目して

米澤 旦

はじめに——2020年代に「福祉の多元化」を検討する意義

- 1 福祉多元化をめぐる論点の整理と本研究の視点
 - 2 本研究のデータと方法
 - 3 基礎構造改革以降の法人割合の変化
 - 4 考 察
- おわりに

はじめに——2020年代に「福祉の多元化」を検討する意義

社会福祉基礎構造改革以降、社会サービスの供給体制は大きく変容した。その一つの変化として、社会福祉サービス領域への供給主体の多元化があげられる。本論文では、法人形態に注目して、公式統計を通時的に分析し、この20年間における社会福祉サービス供給の多元化の進展を明らかにする。

社会福祉基礎構造改革は、社会サービス供給において、多様な民間組織の法人格の参入を認めるものであった。その「中間まとめ」と「最終報告」では、多様な経営主体の参入に関して積極的な意味付けが与えられた。当時は、営利法人や非営利・協同組織の参入をめぐり、批判や期待がさまざまに議論された。そして、社会福祉基礎構造改革から、20年余り経過した現在では、株式会社やNPO法人が社会サービス供給にかかわることは日常的な光景となった。

一方、社会福祉供給体制が、実際にいかに多元化したかを検討した研究はさほど多いとは言えない。2000年ごろに社会福祉供給をめぐる議論で参照点となった、多様な供給主体を整理するための枠組みである「福祉多元主義」という分析枠組みも、現在では使用されることも少なくなった。しかし、社会サービス供給が社会支出総体のなかで占める割合が高まり、人々と政府を媒介する組織の配置や様態が、人々の生活へ与える影響が高まることが想定されるなかで（米澤 2017）、実態としての「社会福祉供給の多元化」を検討することについての重要性は増している。

高齢・障害・児童やさらにその下位分類であるサービス領域ごとに、供給組織の変化を検討している例はあるものの（平岡 2004a；石田 2015）、政策領域横断的に供給体制の検討がなされること

は多くなかったと考える。しかし、福祉基礎構造改革の目標の一つは全般的な福祉サービス領域の多元化であることを踏まえると、政策横断的な視点からの多元化の検討は重要な意味を持つ。自治体や社会福祉法人の影響力はどれほど低下しているのか、営利化の進展はどの程度進展しており、当期待された非営利・協同組織は社会福祉サービス供給において役割を果たしているのか、これらの問いに本論では取り組む。

本論の構成は以下の通りである。第1節では、福祉供給主体の多元化の議論と本論の枠組みを提案する。第2節では、分析に用いるデータを確認する。第3節では、社会福祉施設等調査をもとに、供給主体の多元化の全体的な様態と社会サービス分野の傾向を明らかにする。最後に考察と結論を示す。

1 福祉多元化をめぐる論点の整理と本研究の視点

(1) 社会福祉基礎構造改革における多元化

先にも見た通り、社会福祉基礎構造改革のねらいの一つは「福祉供給の多元化」であった。本節では多元化についての議論や制度変更を検討する。

社会福祉基礎構造改革では、供給体制の見直しがなされ、供給主体の多元化が目指され、実行された(古川1998:70-73)。社会福祉基礎構造改革と、それに連なる高齢、児童、福祉分野の法令の改正により、社会サービスの提供を担ってきた公営施設と社会福祉法人に加えて、多様な法人格の組織の参入が認められた⁽¹⁾。2000年以降、訪問介護、保育所、障害福祉サービスなど、さまざまな社会サービス領域の供給主体について、法人格のレベルでは経営主体は多元化した⁽²⁾。

社会福祉基礎構造改革の柱の一つとして、社会サービス供給の多元化が設定された背景は、少なくとも以下の2点があげられるだろう。第一に、これは福祉サービスの利用者の「選択の自由」を確保することである。「措置から契約」に社会サービスの供給の基本的な方式が変化するなかで、サービスの利用者へ選択の自由の確保のために必要であった。第二に、供給の増加が見込まれた社会サービス量を確保することである。特に高齢化が進むなかで、介護サービスの需要拡大が見込まれていた。

この、社会サービス供給の多元化は、訪問・通所系を中心とする、第二種社会福祉事業に限定された。第二種社会福祉事業では、分野によっては事業者の総量規制などのさまざまな規制はなされるものの、多くの領域では届け出によって社会福祉法人以外の経営主体が参入できるようになった。一方で、入所を必要とする第一種社会福祉事業では、民間事業体としては、社会福祉法人が原則とされる方針が維持された。

社会福祉基礎構造改革において、新たに社会サービスの供給主体として新規に参入が期待された

(1) 具体的には1997年の児童福祉法改正に伴う保育所利用方式の改革、1997年の介護保険法制定に伴う介護保険制度の導入、2000年の社会福祉事業法に伴う障害者福祉サービス等の利用方式の改革である(平岡2004a:83)。

(2) 中間まとめでは以下のように述べられている。「多様なサービスの提供を確保するため、社会福祉事業についても、事業目的の達成に支障を来さないよう十分配慮しつつ、個々の事業の性格等に応じ、経営主体の範囲に関する規制の在り方を見直す必要がある」(厚生労働省「社会福祉基礎構造改革中間まとめ」)。

のは、株式会社などの営利法人の「営利セクター」の組織、当時、法律が制定されたばかりのNPO法人、生活協同組合などの協同組合から構成される「非営利セクター」の組織であった⁽³⁾。「非営利セクター」⁽⁴⁾とは、NPO法人や協同組合など、行政から相対的に独立し、かつ株式会社のような利潤の極大化を目的としない組織のことを指し、その参加的・民主的性格が福祉供給に肯定的な意義を持つと考えられた（川口・富沢編1999）。

（2） 先行研究の検討

①社会サービス供給研究における「成立」と「行動」の区分

社会サービス供給の多元化は、社会福祉基礎構造改革が進んだ当時から、その妥当性をめぐって、さまざまに議論がなされた。特に争点となったのは、多元化についても、営利法人の増加を指す営利化をめぐる是非であり、主には、社会サービス提供における公的責任の縮減と市場原理の導入の適切さをめぐるものである（浅井1999；横山2006）。また、営利事業体の参入によって、利用者のクリームスキミングの問題や、支援専門職の労働条件が悪化することが懸念された⁽⁵⁾。

これらは、非営利組織研究の枠組みを参照すれば（DiMaggio and Anheier 1990）、経営主体の法人格がどのような「行動」（behavior）に影響するかに関心を持つ研究であり、福祉の多元化を考えるうえでは重要な主題である。一方で、多元化がどのように進展し、その背景の要因を特定する研究は蓄積が手厚いとは言えない。後者のような研究は「成立」（origin）にかかわる研究と整理できる。この「行動」と「成立」との区分はアメリカの非営利組織研究で提示された枠組みであるが、社会サービス提供組織一般においても有効な区分だと考える。

「行動」の問題と並んで、多元的な状況の「成立」の研究は重要であるものの、多元化の「成立」を、経験的に検討した研究はあまり多くはない。例外として、平岡（2004a；平岡2004b）の研究がある。特に平岡（2004a）はサービス供給主体の多元化について、社会福祉施設等調査を用いて分析し、公営主体に比べた私営（社会福祉法人）の事業体の割合の高まりを指摘している。訪問介護や居宅介護支援では補助金や規制など事業者間の競争を妨げる要因が想定的に少ないことを指摘しており、また、社会福祉施設の事業分野ごとに、国・自治体による規制・加入の度合いには違いがあることを示している（平岡2004a：86-87）。

多元化の成立の研究は社会政策研究において一定の意義がある。これは、供給体制が政策意図に従って意図通り実現されるものではないためである。2000年代の前半で、営利化は一様には進展

(3) どの法人格の力点が置かれていたかは重要な主題だろう。社会福祉基礎構造改革を進めた厚生官僚の炭谷茂（当時の社会援護局長）も、社会福祉基礎構造改革の意図と背景を説明する講演のなかで、供給主体の多元化を強調し、特にNPO法人や協同組合への期待を示している。一方で、この講演では営利法人の意義については、ほとんど語られてはいない（炭谷1998）。

(4) 非営利セクターには、社会福祉法人などの公益法人も含みうるが、本論では当時の議論をもとにNPO法人や協同組合など社会福祉供給に対する新規参入した法人格として扱う。

(5) 社会福祉の行動をめぐる、営利組織が社会サービス供給の担い手となる弊害を説明するための一貫した枠組みとして有用だと考えるものは、法と経済学の研究者であるHansmannの「情報の非対称性」論である。特に組織規模が大きい営利組織で、利用者とサービス提供者の情報の非対称性が大きい場面で、営利組織は、質の低いサービスを提供する誘因が働きやすいために、一般の市場と比べて、市場メカニズムが機能しないとす（Hansmann 1980）。

しなかった（平岡 2004a）。平岡はその結論部で「福祉多元化がそもそも望ましいかどうか、それが望ましいとしたらどのようにそれを実現していくべきかという点については、日本でもそれなりの積み重ねがある。ところが、現実に行われた福祉多元化を目指す改革がどのような結果をもたらしたかという点について科学的な方法で評価を行った研究は、日本できわめて少ない」（平岡 2004a：93）と述べる。このような研究状況は現在も当てはまり、平岡の問題意識の一部を引き継いだ研究を、2020年時点で実施することは意義のあることだと考えられる。平岡の分析から15年以上が経過している現在において、供給構造が変化しているのかを検討することが本論の主たる分析の対象となる。

②営利化と市場化の区別：供給主体への焦点化

続いて、多元化の進展をどのように検討するのか。本論で焦点化する社会サービスの多元化の進展にかかわって、関連する概念の整理を行う。

社会政策研究では「市場化」と「営利化」は互換的に用いられることもあるが、異なる現象を指し示していると考えられる。例えば、イギリスの社会政策研究者の J. LeGrand は、競争と選択を準市場の主要な特徴だと捉えるが⁽⁶⁾、「民間企業を全く参加させず、公的所有組織や非営利組織の間で競争を実現することは可能」だとして、「準市場の導入」と「民営化」（供給主体の民営化および営利化）とを区別している（LeGrand 2007 = 2011）⁽⁷⁾。

多元化の進展を議論するためには、だれが提供するか、だれが負担しているか、どのように規制が設定されているかを区分することが有効である。これは福祉多元主義論や非営利組織研究でかねてから指摘されてきた点でもある（北島 2002；米澤 2021）。より最近では、イギリスの社会政策学者である M. Powell がこれらの論点を含んだ枠組みの整理を行っている。

Powell は、福祉の混合経済を供給、財源、規制の三つの次元に区分したうえで、そのパターンの把握を目指し、次頁表1のような枠組みを提案した（Powell 2019a）。関係する主体は行政、営利、非営利、インフォーマルである⁽⁸⁾。供給だけではなく、財源と規制についても散らばりがあることを整理しようとしている⁽⁹⁾。Powell の枠組みのメリットは、「民営化」（privatization）にかかわる現象に関しての多様なベクトルを区別できることにある（Powell 2019b）。例えば、公的責任の後退がみられる場面（1のセルからの変化）についても、いくつかのベクトルを区分することができる。利用者の自己負担割合が高まる場合【1→8】や、負担が一定でも、供給主体が民間組織

(6) 福祉サービス研究の文脈において「市場化」概念が意味する現象は多様であるが、多くは、提供の様態（モード）にかかわるものである。

(7) 高橋も財源の私的負担を準市場の特徴だとし、供給主体を別軸にして多様な準市場のベクトルを整理している（高橋 2003）。

(8) 福祉多元主義では、民間組織のなかで営利組織と非営利組織は区分されてきた。ミッションの追求を主眼におき、利潤の非分配制約を性質として持つ非営利組織は、利潤の所有者への分配を重視する組織とは異なる行動パターンを持つと想定されていたからである。

(9) これらの民間組織も財源や規制の役割を果たしうる。イギリスで導入される PFI 方式の下で福祉・医療事業の整備がある（Powell 2019b：213）。規制についても、ここの枠組みでは強弱のみが議論されるが、民間組織が主体となることもある。専門職団体がサービス供給などにかかわるルールを設定することや営利事業体も業界団体を作り自主規格や業界ルールを設定することが想定される。

表 1 福祉多元主義の分析枠組み

		国家	市場	非営利	インフォーマル
財源	国家	1a (高規制)	2a	3a	4a
		1b (低規制)	2b	3b	4b
	市場	5a	6a	7a	8a
		5b	6b	7b	8b
	非営利	9a	10a	11a	12a
		9b	10b	11b	12b
	インフォーマル	13a	14a	15a	16a
		13b	14b	15b	16b

出所) Powell 2019a.

表 2 本研究の分析枠組み

		供給			
		国家	社会福祉法人	市場	NPO 法人
財源	公的	1	2	3	4
	私的	5	6	7	8

出所) 筆者作成

に移る場合【1→2, 1→3】も区分でき、供給主体や財源の変化は認められなくても、サービス供給にかかわる規制が弱まる場合【1a→1b】がある。

本稿では Powell の枠組みをさらに日本国内の状況に照らして修正して、分析枠組みとする。供給主体に関しては、非営利組織のうち、社会福祉法人と NPO 法人を区分する。日本では、両者の法人格は非営利性（利潤の非分配制約）に関して同じような性格はあるが、組織規模や関連法制、実際の組織行動に関して大きな差があるためである。また、本研究ではデータの制約から規制や財源の変化を直接は扱えない。規制に関しては省略し、財源についても、公的負担（税・社会保険）と私的負担（家族・個人）とする⁽¹⁰⁾。

以上をまとめると、表2のようになる。実際の分析では、基本的にはこの表中の【1-4】にかかわる変化を公式統計によって明らかにする。その際には、①「介護」、②「障害福祉」、③「児童（特に保育所）および上記以外の社会福祉事業」における多元化を検討する。

2 本研究のデータと方法

本研究では社会サービス供給の多元化の検討にあたって、「社会福祉施設等調査」と「介護サービス施設・事業所調査」を用いる。これらは社会福祉サービスにかかわる基礎的な統計であるが、経営種別ごとの推移が高齢者福祉、障害福祉、児童福祉等に関して、おおよその動向を把握するこ

(10) 財源について言えば、自己負担割合で現れるように公的／私的区分は連続的なものである。

とができる。

社会福祉施設等調査は毎年実施されている社会福祉施設の動向を明らかにするための調査である。社会福祉施設等調査は、調査対象である施設票（介護保険に関係する高齢者福祉施設と通所・訪問系の障害福祉施設）と事業者票（通所・訪問系の障害福祉サービス事業所）に分かれる。もう一つの介護サービス施設・事業者調査は、介護保険開始に伴い、2000年から調査・集計されている全国調査である。主として、介護保険にかかわる施設や事業者にかかわる経営主体は定員などの基本的な情報が調査されている。介護サービス施設者・事業者調査は介護、社会福祉施設等調査は施設票と事業者票に分かれていて、それぞれ、事業者票は障害福祉サービス、施設票は児童など高齢・障害以外の社会サービスにおおむね対応している。

本分析で用いる調査の実施年度は、令和元年（2019年実施）、平成22年（2012年実施）平成15年度（2003年実施）である。それぞれ、現在の調査と比較可能な形で最も古く遡れる年度の調査結果、施設票の項目に営利法人が追加された年度、分析着手時に公開されたデータである。

これらの統計を用いるにあたり、統計の性質上いくつかの考慮しなければならない点がある。まず、これらの調査では、必ずしもすべての第一種・第二種社会福祉事業がカバーされていない。例えば、児童福祉領域における「放課後児童クラブ」などは社会福祉施設等調査の対象となっていない。施設票と事業所票の区別が第一種、第二種社会福祉サービスにそのまま対応するわけではなく、社会福祉施設等調査の施設票のなかでも第二種社会福祉事業は含まれている。

第二に、社会福祉施設等調査と介護サービス施設者・事業者調査の調査回答者の性質についてである。両調査とも基本票、詳細票に分かれている。基本票は、原則的に自治体が記入するため、基本的に全数であるが、一方で、詳細票は各施設・事業所が回答する調査である。社会福祉施設等調査では「経営種別」は基本票に掲載されているが、介護サービス施設・事業所調査では、「経営種別」は詳細票での項目となっている。そのため、介護サービス施設・事業者調査の経営種別は全数のものではない。

第三に、社会福祉施設等調査は経営主体の供給主体、サービス領域ともに調査されるカテゴリは一定ではなく、例えば途中から営利法人が集計されるなど、変更されることがある。この点でも、時系列的比較には注意が必要である。

第3節では、まず、社会福祉施設等調査の施設票・事業者票および介護サービス施設・事業所調査を用いて、それぞれの施設数の総計を対象に経営主体の種別を分析する。そのうえで、社会福祉施設等調査の施設票、事業者票と介護サービス施設・事業者調査（以下介護調査と表記）のそれぞれにおける経営主体の推移を検討する。

3 基礎構造改革以降の法人割合の変化

(1) 社会福祉サービス全般における経営主体の変化

まず、各統計での供給主体の大まかな変化を検討しよう。次頁図1、図2、図3は、それぞれ、2003年、2012年、2019年のそれぞれの時点での社会福祉施設等調査（施設票・事業者票）と介護サービス施設者・事業者調査における経営主体別に見た事業者数の総計の変化を示した。なお、社

図1 介護サービスの事業者数の総計の変化

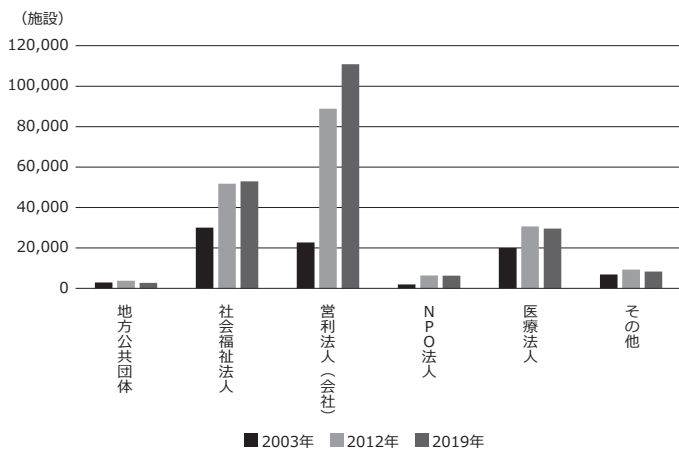


図2 障害福祉サービスの事業者数の総計の変化

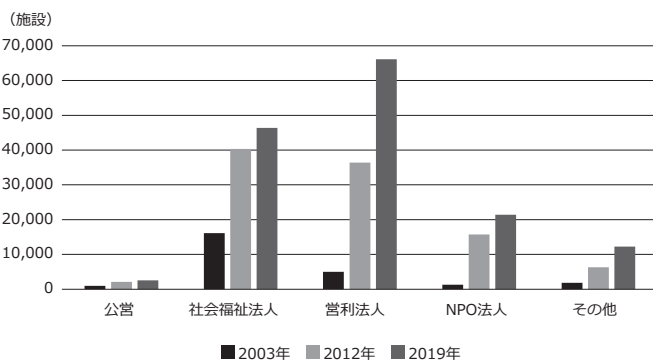
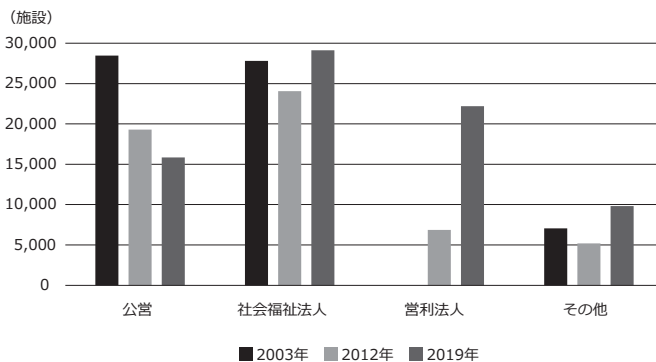


図3 「社会福祉施設等調査」の施設票での総計の変化



出所) 図1は厚生労働省「介護サービス施設者・事業者調査」, 図2・3は同「社会福祉施設等調査」。

会福祉施設等調査の施設票では総組織数の項目が掲載されているが、それ以外の統計では総計は掲載されていないため、別途集計した。

三つの統計で、総数については増加傾向にあることがわかる。特に介護サービス（約8万5000か所→21万1000か所）、障害福祉サービス（2万5000か所→15万か所）において全体の事業者数の増加が顕著である。特に、障害福祉サービスはさまざまなサービス分野が拡充されたことにより、5倍近い事業者数の増加がみられる⁽¹¹⁾。一方で、社会福祉施設等調査の施設票での総数の増加は穏やかである（約6万3000か所→7万9000か所）。ただし、いずれにしても組織数の観点からは、20年間で福祉サービス総量が増大していることを示している。

第二に、施設数のなかでも、経営主体の推移をみると、法人形態別に推移が異なることが読み取れる。公営の施設は大きく減少しており（障害福祉サービスでは微増）、私営の施設が増加していることがわかる。大まかな傾向としては、公営から私営への民営化の傾向が確認できる。民間組織における経営主体についてはばらつきがあり、営利法人の増加の程度が高い。三つの集計のすべてで、営利法人の顕著な増加が確認できる。一方で、社会福祉法人の数は、介護、障害福祉サービスでは増加傾向であるが、社会福祉施設等調査施設票では変化の傾向は強くない。NPO法人については、障害者サービスを除いて変化は限定的である。

このように福祉サービスにかかわる組織の増加傾向と法人形態の多元化が進展していることがわかる。続いて、より詳細に介護・障害・児童を中心に、どのような特徴が見られるのか、それぞれの調査ごとに検討しよう。

(2) 介護サービスの多元化

まず、「介護サービス施設・事業者等調査」（以下、介護調査と表記）を見てみよう。2019年のサービス種類別の法人形態を見たものが、次頁表3-1である⁽¹²⁾。併せて、次々頁表3-2では、2012年、2003年との比較と、各サービスにおける法人形態の最上位の変化を掲載している。なお、掲載している表で、全体的な傾向の把握のため、組織数が1,000を上回る事業のみの掲載に限定している。

2019年のサービスごとの供給主体の傾向を示している表3-1では、18領域の法人形態の割合を示している。構成割合を見ると、介護サービスでは、営利法人と社会福祉法人の割合が高い。なかでも営利法人が、最も最上位を占めているサービス分野が多く、12のサービス領域で最上位の割合となっている。続く法人形態は社会福祉法人であり4領域である。医療法人は2領域で最上位を占めている。高齢者介護領域では多くのサービスでは、全体の傾向と同様にサービスごとにも、営利化が特に顕著である。特に訪問介護などの訪問系のサービス領域では3領域のすべてで、営利法人が最も割合が高いという特徴を持つ。

営利法人と社会福祉法人以外の法人形態が全体のなかで占める割合は2019年時点では限定的で

(11) 例えば、障害者福祉サービスの費用額は2000年から2020年にかけて予算額は5倍となっているが（深田2021）、社会福祉施設等調査の事業者票における施設数の変化はそれを超えている。

(12) 2003年、2012年の割合は下記URL（筆者のResearch Map）で公開している付表を参照。障害福祉サービス、施設票も同様。https://researchmap.jp/ayonezawa/ 資料公開

表 3-1 2019 年時点の介護サービスの法人割合

2019 年	事業者数	地方公共団体	社会福祉法人	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	医療法人	その他	最も割合の高い種別
訪問介護	34,825	0%	17%	68%	5%	6%	4%	営利法人
訪問入浴介護	1,790	0%	31%	66%	0%	2%	1%	営利法人
訪問看護ステーション	11,580	2%	6%	54%	2%	25%	12%	営利法人
通所介護	24,035	0%	37%	51%	2%	8%	2%	営利法人
通所リハビリテーション	8,318	3%	8%	0%		78%	11%	医療法人
短期入所生活介護	11,566	2%	84%	10%	0%	3%	1%	社会福祉法人
短期入所療養介護	5,230	4%	13%	-	-	78%	6%	医療法人
特定施設入居者生活介護	5,328	1%	23%	68%	0%	6%	2%	営利法人
福祉用具貸与	7,651	0%	2%	94%	1%	1%	2%	営利法人
特定福祉用具販売	7,630	-	2%	95%	1%	1%	2%	営利法人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,020	-	32%	44%	1%	17%	7%	営利法人
地域密着型通所介護	19,858	0%	12%	75%	6%	4%	2%	営利法人
認知症対応型通所介護	3,973	0%	42%	38%	6%	12%	3%	社会福祉法人
小規模多機能型居宅介護	5,502	0%	32%	47%	6%	12%	3%	営利法人
認知症対応型共同生活介護	13,760	0%	24%	54%	4%	16%	1%	営利法人
地域密着型介護老人福祉施設	2,359	4%	96%	0%	0%	0%	0%	社会福祉法人
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5,199	23%	56%	2%	1%	14%	5%	社会福祉法人
居宅介護支援事業所	40,118	1%	23%	52%	3%	16%	5%	営利法人

ある。自治体などの公営事業体は 2003 年の時点で、すでに限定的であり、2019 年ではその割合は減少している。NPO 法人も、サービス供給主体における NPO 法人の割合は 2003 年時点から限られており、以降も割合でみると増加していない。

介護サービスに関しては医療法人が医療サービスと連携が必要なものが多く、医療法人がかねてから影響力を持ってきた。2019 年時点でも、通所リハビリテーションと短期入所療養介護では、医療法人が最も割合の高い法人形態となっている。ただし、訪問看護ステーションでは医療法人が 2012 年まで最も高い割合を占めているものの、2019 年には営利法人が最も高い割合を占めるようになってきている。

次に変化(表 3-2)を見ると、最も高い割合を占める法人形態の構成は、2012 年の時点でパターンが明確化していることが読み取れる。つまり、2003 年から 2012 年にかけて最上位の法人形態が変化したものは見られるが(訪問入浴介護、通所介護、居宅介護支援事業での社会福祉法人から営利法人への変化)、一方で、2012 年時点から 2019 年の間に構成割合の最上位の法人形態が変化したものは、訪問看護のみである(医療法人から営利法人への変化)。

社会福祉法人の割合は全体的にみると減少している。これも変化の程度は穏やかになっている。

表 3-2 介護サービスにおける 3 時点の法人割合の変化

	割合の変化				最上位の経営主体			変化の パターン
	社会福祉法人		営利法人		2003	2012	2019	
	2012 / 2019	2003 / 2019	2012 / 2019	2003 / 2019				
訪問介護	- 4.2	- 16.2	5.3	23.1	営利法人	営利法人	営利法人	3 → 3 → 3
訪問入浴介護	- 9.6	- 32.7	10.7	37.5	社会福祉法人	営利法人	営利法人	2 → 3 → 3
訪問看護ステーション	- 1.9	- 3.5	21.0	42.7	医療法人	医療法人	営利法人	2 → 3 → 3
通所介護	5.5	- 24.9	- 2.2	31.8	社会福祉法人	営利法人	営利法人	2 → 3 → 3
通所リハビリテーション	- 0.7	- 0.4	0.0	- 0.1	医療法人	医療法人	医療法人	2 → 2 → 2
短期入所生活介護	1.4	- 7.6	0.5	9.4	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2 → 2
短期入所療養介護	1.6	4.2	-	-	医療法人	医療法人	医療法人	2 → 2 → 2
福祉用具貸与	- 0.6	- 2.7	1.6	6.9	営利法人	営利法人	営利法人	3 → 3 → 3
特定福祉用具販売	0.1	-	0.6	-		営利法人	営利法人	3 → 3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11.8	-	- 15.3	-		営利法人	営利法人	3 → 3
認知症対応型通所介護	- 5.4	-	7.9	-		社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
小規模多機能型居宅介護	0.6	-	1.1	-		営利法人	営利法人	3 → 3
認知症対応型共同生活介護	0.9	-	1.4	-		営利法人	営利法人	3 → 3
地域密着型介護老人福祉施設	5.9	-	-	-		社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	4.7	-	0.0	-		社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
居宅介護支援事業所	- 3.4	- 10.8	6.2	25.8	社会福祉法人	営利法人	営利法人	2 → 3 → 3

出所) 表 3-1, 3-2 とも厚生労働省「介護サービス施設者・事業者調査」より筆者作成。

注) 法人分類は一部原表から再構成している。以下の表も同様。

2003 年時点と比較すると、その割合に関しては多くのサービス領域で減少しているが、2012 年と比較すると増加している領域もある。また営利法人も 2003 年時点と比べたとき、2 桁の増加をしている領域が少なくない（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、通所介護、居宅介護支援事業）が、2012 年から 2019 年のあいだでは、増加率は緩やかになっている。ただし、全体としては営利化の進展傾向が顕著にみられる。

このように介護領域では営利法人と社会福祉法人が高い割合を占めるような供給構造が早い時期に確立し、そのような体制のなかで 2010 年代以降は穏やかな変化が見られたことがわかる。

(3) 障害福祉サービスの多元化

続いて、社会福祉施設等調査事業所票（以下、事業所票と表記）を検討する。障害者総合支援法に関係する障害福祉サービスの供給体制を見る。介護サービス事業と同様に、サービス間の比較を容易にするために、全体が1,000事業所を上回るサービスに限定している。2019年時点の19サービス領域の法人割合を示したものが表4-1である。同様に変化についてまとめ票が次頁表4-2である。障害福祉サービスは障害者自立支援法を契機に、サービス種別の体系は大きく変化したため、比較が可能な2012年と2019年の変化に限定している。

まず2019年時点での構成割合を検討しよう。表4-1からは、19のサービス領域のなかで、最も高い法人形態は社会福祉法人（11領域）であり、続いて営利法人（8領域）が続く。社会福祉法人は通所系、短時間の入所事業や相談事業では社会福祉法人の割合が高い。一方で、介護事業と同様に訪問系の事業（居宅介護事業、重度訪問介護事業）については営利法人の割合が高い。また、障害福祉サービスは介護や児童等にはない、就労にかかわるサービスが存在しているが、より一般の労働市場に近い就労移行支援事業、就労継続支援（A型）事業が営利法人の割合が高い。また、障害者児童支援の領域でも営利法人割合が高いことも特徴的である。

他の法人格をみると、高齢や児童などのサービスと比べてNPO法人の割合が高いことが指摘で

表4-1 2019年時点の障害福祉サービス領域の法人割合

	総数	公営	社会福祉法人	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	その他	最も割合の高い種別
居宅介護事業	23,098	0%	16%	69%	8%	7%	営利法人
重度訪問介護事業	20,789	0%	15%	70%	8%	6%	営利法人
同行援護事業	8,523	0%	17%	67%	10%	5%	営利法人
行動援護事業	2,563	0%	30%	47%	19%	5%	営利法人
生活介護事業	8,268	3%	59%	16%	18%	4%	社会福祉法人
計画相談支援事業	10,255	3%	45%	25%	17%	10%	社会福祉法人
地域相談支援（地域移行支援）事業	3,409	1%	57%	14%	15%	13%	社会福祉法人
地域相談支援（地域定着支援）事業	3,266	1%	57%	15%	15%	13%	社会福祉法人
短期入所事業	6,000	5%	72%		8%	7%	社会福祉法人
共同生活援助事業	8,643	0%	50%	17%	22%	12%	社会福祉法人
自立訓練（生活訓練）事業	1,404	2%	37%	23%	20%	17%	社会福祉法人
就労移行支援事業	3,399	1%	35%	37%	17%	11%	営利法人
就労継続支援（A型）事業	3,860	0%	15%	60%	15%	11%	営利法人
就労継続支援（B型）事業	12,497	1%	41%	20%	29%	9%	社会福祉法人
就労定着支援	1,251	1%	37%	36%	16%	9%	社会福祉法人
児童発達支援事業	7,653	6%	17%	54%	14%	9%	営利法人
放課後等デイサービス事業	13,980	1%	14%	59%	17%	9%	営利法人
保育所等訪問支援事業	1,335	15%	35%	25%	15%	10%	社会福祉法人
障害児相談支援事業	7,254	4%	44%	27%	16%	9%	社会福祉法人

表 4-2 障害福祉サービスにおける 2 時点の法人割合の変化

	2012 年から 2019 年の割合の変化			最上位の経営主体		
	社会福祉法人	株式会社	特定非営利活動法人 (NPO)	2012 年	2019 年	変化のパターン
居宅介護事業	- 4.2	5.9	- 1.7	営利法人	営利法人	3 → 3
重度訪問介護事業	- 4.1	5.8	- 1.9	営利法人	営利法人	3 → 3
同行援護事業	- 0.4	- 0.1	- 0.2	営利法人	営利法人	3 → 3
行動援護事業	- 7.7	9.4	- 2.1	社会福祉法人	営利法人	3 → 2
生活介護事業	- 12.7	9.1	3.4	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
計画相談支援事業	- 20.5	17.7	0.7	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
地域相談支援（地域移行）事業	- 6.2	6.8	- 3.1	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
地域相談支援（地域定着）事業	- 6.9	7.7	- 3.1	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
短期入所事業	- 8.4	- 3.1	2.6	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
自立訓練（生活訓練）事業	- 15.3	12.4	- 0.4	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
就労移行支援事業	- 26.3	26.5	- 3.5	営利法人	営利法人	3 → 3
就労継続支援（A型）事業	- 16.8	22.5	- 11.2	営利法人	営利法人	3 → 3
就労継続支援（B型）事業	- 15.9	15.8	- 3.3	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2
児童発達支援事業	- 14.8	31.4	- 12.3	社会福祉法人	営利法人	3 → 3
放課後等デイサービス事業	- 17.2	32.7	- 13.1	社会福祉法人	営利法人	3 → 3
障害児相談支援事業	- 21.3	19.3	- 1.8	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2

出所) 表 4-1, 4-2 とも厚生労働省「社会福祉施設等調査」より筆者作成。

きる。NPO 法人が最上位を占める領域はないものの、2019 年時点で、19 のうち 16 の領域で、NPO 法人は 10%以上の割合を占めている。障害福祉サービスにおいては、NPO 法人は重要な選択肢となっていることが読み取れる。一方で、公営の事業所の割合をみると、2003 年の時点で限定的で、その後も、公営の割合はほとんどのサービスで低い割合にとどまることがわかる。

続いて、経営主体の変化を見る。2012 年から 2019 年のあいだに、最も割合の高い法人形態が社会福祉法人から営利法人に変化したサービス領域は 3 領域である（行動援護事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業）。ただし、比較は容易ではないが、2003 年時点では、サービス供給割合で最上位の法人形態はすべて社会福祉法人だったことを考えると、20 年間で障害福祉サービスでも営利化が進展していると言える。変化の程度にはばらつきがあり、社会福祉法人が最上位を占める事業は現状でも多くを占めるが、就労や障害児支援にかかわる分野では、近年、社会福祉

法人の割合は大きく減少し、営利法人の割合は高まっているとは言えるだろう。

全体的にみると、障害福祉サービスでは、社会福祉法人と営利法人の供給が大きな割合を占める状態となっている。ただし、NPO 法人もサービス供給において、一定の割合を占めており、その変化のタイミングは介護に比べるとより最近である。

（4）施設票から見る多元化

最後に社会福祉施設等調査施設票（以下施設票と表記）の2019年時点、2012年、2003年における、法人形態の割合の変化を見たものが次頁表5-1、表5-2である（ここでは大項目の分類のみを示し、下位分類としては顕著な特徴を示している事業だけを掲載している）。

2019年の割合を見ると、大項目の8事業のうち、社会福祉法人がすべての領域で最も高い割合を占めている。施設票では把握されているサービス領域は、原則的に公営か社会福祉法人が運営する第一種社会福祉事業であることによる。ただし、第一種社会福祉事業においても、公営が最上位とはなっていないことは重要だろう。

また、サービスの中項目分類をみたときにも、この統計で集計されている第二社会福祉事業においても、高齢や障害福祉サービスと比較した場合、営利法人の経営主体の顕著な増加がみられるわけではない。相対的には、保育所も全体から見れば営利法人の参入が目立つ⁽¹³⁾ものの、社会福祉法人が運営する施設数が増加しており、営利法人の比率が社会福祉法人ほどは高まっては⁽¹⁴⁾ない。

下位分類のなかで社会福祉法人以外の民間組織が多くを占める領域として、「その他」のサービスとしてカウントされている「有料老人ホーム」や、子ども・子育て支援新制度で2015年制度化された「地域型保育事業所」があり、営利法人の参入数が多い。特徴的な構成となっているのは、障害福祉サービスの地域活動支援センターと無料低額宿泊所であり、これらはNPO法人を含む「その他の法人格」が多い。地域活動支援センターの傾向は前節でみた障害福祉の傾向と重なるものである。

変化については、割合としては10ポイント以上の変化をしているものはなく、大きくはあまり変容していないことがわかる。ただし、最上位の法人形態をみたときに、2003年と比べると、公営施設に代わって社会福祉法人が最上位となっている領域は多い。

私営のなかでの法人形態の変化を見ると、社会福祉法人も2003年時点と比べても割合が増加している。これは自治体等の公営施設でそれまでは運営されていたものを引き継いでいるケースや自治体直営の施設が減少したことを背景としていると考えられる。公営と私営の割合の変化をみると、どのサービス領域でも公営の割合が減少しており、2003年から民営の割合が増加している。

(13) 特に、小規模保育事業所と事業所内保育所については経営主体における営利法人の割合が高い。

(14) 石田は介護領域と比較した際の営利法人が参入することが限定されていることの要因として、設置認可の取り扱いの違い（介護領域に比べて保育は都道府県の裁量が認められていること）と報酬体系の違いをあげている（石田2015：6-7）。

表 5-1 2019 年時点の施設票での法人割合

	総数	公営	社会福祉法人	営利法人(会社)	医療法人	公益法人・日赤	その他の法人	その他	最も割合の高い種別
総数	78,724	20%	37%	28%	3%	1%	9%	2%	社会福祉法人
保護施設	288	7%	93%	-	-	-	-	-	社会福祉法人
老人福祉施設	5,262	15%	77%	3%	1%	1%	1%	1%	社会福祉法人
障害者支援施設等 (内：地域活動支援センター)	5,636 2,935	3%	66%	1%	3%	1%	25%	1%	社会福祉法人
身体障害者社会参加支援施設	315	3%	38%	2%	6%	1%	48%	1%	その他の法人
婦人保護施設	46	12%	65%	1%	-	10%	9%	2%	社会福祉法人
児童福祉施設等	46	48%	52%	-	-	-	-	-	社会福祉法人
(内：保育所等)	44,616	31%	43%	12%	1%	1%	9%	3%	社会福祉法人
(内：地域型保育事業所)	28,737	29%	53%	9%	0%	0%	9%	0%	社会福祉法人
母子・父子福祉施設	60	2%	16%	42%	2%	0%	18%	20%	営利法人
その他の社会福祉施設等 (内：無料低額宿泊所)	22,501	17%	52%	-	-	10%	22%	-	社会福祉法人
(内：有料老人ホーム(サ高住以外))	448	5%	6%	74%	9%	0%	5%	0%	営利法人
(内：有料老人ホーム(サ高住))	15,134	0%	6%	12%	0%	0%	78%	3%	社会福祉法人
	5,741	0%	6%	82%	8%	0%	4%	0%	営利法人
		0%	9%	73%	13%	0%	4%	1%	営利法人

表 5-2 施設票の 3 時点の法人割合の変化

	割合の変化			最上位の経営主体			
	社会福祉法人		営利法人	2003	2012	2019	変化の パターン
	2012 / 2019	2003 / 2019	2012 / 2019				
総数	- 6.1	- 7.0	15.9	公営	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 1 → 2
保護施設	3.2	11.0	-	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2 → 2
老人福祉施設	2.6	14.1	1.3	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2 → 2
障害者支援施設等 (内：地域活動支援センター)	2.3	-	0.4	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2 → 2
身体障害者社会参加支援施設	2.5	-	0.8	-	その他の法人	その他の法人	
婦人保護施設	0.8	-	0.6	-	社会福祉法人	社会福祉法人	
児童福祉施設等 (内：保育所等)	0.0	- 3.8	-	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2 → 2
(内：地域型保育事業所)	- 1.0	8.4	10.4	公営	公営	社会福祉法人	1 → 1 → 2
母子・父子福祉施設	1.6	12.3	6.7	公営	社会福祉法人	社会福祉法人	1 → 2 → 2
その他の社会福祉施設等 (内：無料低額宿泊所)	0.0	0.0	41.8	-	-	営利法人	
(内：有料老人ホーム)	0.8	10.7	-	社団・財団・日赤	社会福祉法人	社会福祉法人	2 → 2 → 2
	- 0.9	- 3.6	11.6	公営	営利法人	営利法人	1 → 3 → 3
	0.0	0.0	-	-	社会福祉法人	その他の法人	2 → 4
	0.0	- 1.4	- 0.8	営利法人	営利法人	営利法人	3 → 3 → 3

出所) 表 5-1, 5-2 とも厚生労働省「社会福祉施設等調査施設票」より筆者作成。

4 考 察

(1) 両調査の分析から直接に見える変化

社会福祉サービス全般と、障害福祉サービス、介護サービスにおける経営主体の構成の変化を検討してきた。先に見た分析枠組から言えば、この20年間の変化は、介護、障害では図4のように整理できるだろう。高齢・障害に共通する変化として、社会福祉法人が主流であったサービス領域では、営利部門の拡張が見られている【2→3】(Bの矢印)。併せて、障害福祉サービスでは、【2→4】(Cの矢印)の変化もみられる。また、総体としては、施設票で検討したようなサービスも含めて、【1→2・3・4】(Aの破線矢印)のような、政府部門から民間組織への供給主体の変化もある。以上のように福祉の営利化という現象は見られるものの、その速度や変化の程度は事業ごとにばらつきがある。

関連して、以下の三点について、今後研究が必要な論点であると考えられる。第一に、サービスごとの営利化の進展のパターンと進捗がばらついていることである。施設票で把握されるような児童(と高齢・障害以外のサービス分野)における社会サービス供給においては営利化の進展は限定的である。一方で、障害福祉サービスや介護保険分野は事情が異なる。特に介護サービスに関しては、営利法人の参入が目立つ。障害福祉サービスに関しては、社会福祉法人と営利法人のそれぞれの割合が高いという特徴があることが示されている。全体的に言えば、社会福祉法人の割合は減少しており、営利法人の割合が高まっているが、その程度や変化率はサービスごとにばらつきがある。営利化の進展のばらつきが生じる要因はどのようなものかは重要な研究主題となるだろう。

第二に、「非営利セクター」の位置づけが介護、障害、児童で異なることである。障害福祉サービス分野では、一定の割合を占めるということである。社会福祉基礎構造改革では、「非営利セクター」にかかわるサービス供給が期待されていたが、社会福祉サービス全般から見た供給量については限定的であることは指摘されており、例えば、平岡(2004a)は「サービス供給量という点で見ると、NPO法人の役割はまだ小さい」と述べている。ただし、障害福祉サービス分野は例外的であり、2000年代から現在にかけて増加し、現状でも多くのサービスに関して10%以上を占めている。「非営利セクター」が障害福祉サービスで一定の役割を占める要因の検討は重要な課題である。

第三に、順序の問題である。公営からいずれかの民間組織による経営への変化は見られる。また

図4 介護、障害福祉サービスの20年間の変化



出所) 筆者作成。

非営利組織から営利法人へと最も高い割合を占める法人形態が変化することは確認できる。その逆の順序は見られない。公営から民営、そして非営利から営利への変化の順序はおおむね共通するもので、可逆的であるかは今後検討が求められる主題であろう。

(2) 両調査の分析から間接的に見える変化

さらに、統計での推移では表立って現れてはいないが、財源や費用負担を視野に含めたときに間接的に読み取れる変化がある。

本論文で分析した、多くの領域で事業者・施設数が増加していることは割合の変化から直接は観察されないが、顕著な変化であると言える。これらのサービスの多くは、もし供給体制が変化しなかったならば、図4中の【X】（インフォーマルな担い手によって私的な負担をもとに実施されるサービス）の領域で担われていたサービスだったと考えられる。社会福祉基礎構造改革における多元化と並行して、これらのサービスは【2】・【3】・【4】の領域で行われるようになったと考えられる（Dの破線矢印の変化）。高齢者介護で顕著なように、ニーズとして認められていなかったものが認知され、また、実質的には、多くを家族や個人が私的に負担していたサービスは、介護保険や障害福祉サービスとして、一定の自己負担もなされつつ、公的に負担される形で社会化したと考えられる。高齢者介護サービス、障害福祉サービスの障害福祉の総量としての拡大は、私的負担のみで担われてきたサービスが公的負担を含む形で再編されたことは重要な変化である。

これは社会サービスの負担面での「社会化」を表していると考えられる。日本における福祉の「多元化」は、行政や社会福祉法人から、それ以外の法人格の供給へと転化しているだけでなく、私的負担によるインフォーマルのサービスが、再分配的要素も含んだ福祉供給体制への変化と並行している⁽¹⁵⁾。社会福祉サービスの多元化（と営利化）は、ケアの社会化と同時並行的なものだと考えられる⁽¹⁶⁾。

今回分析した統計では表れにくい現象として、費用負担が私的になされつつ、私的に供給がなされるような【7】や【8】のセルに位置するようなサービスもあげられる。この統計で、その一端が垣間見られるものは有料老人ホームの増加である。今回分析した統計では類似のサービスは把握されていないが、保育にかかわるベビーシッターの利用なども都市部では珍しいものではなくなり、在宅介護でも保険外でのサービス利用を専門とする事業者も現れている。高齢者や児童の領域でも私的に負担される「制度外の福祉サービス」をどう把握するかは重要な課題である。制度外の福祉へのアクセスは、今回の分析対象としたサービスよりも、所得や居住地によって格差があることが想定されるためである。

(15) ただし、このようなケアの社会化の進展を、ケアにおける女性負担の削減と同じものとして捉えることはできない。社会福祉サービスにかかわる労働は女性が担うことが多く、さらに、山根（2022）が示したように、「男性優位」な構造が再生産されているためである。

(16) このような指摘は早くから高橋（2003）などで指摘されていたが、2000年代以降も、また高齢分野以外でも、同様の傾向の多元化が進展している。

おわりに

この20年間の社会福祉供給構造の多元化を、法人形態によって検討すると、社会福祉基礎構造改革時点とは大きく変化がみられる。在宅・通所系サービスでは、公営施設が多くを占めるサービスは減少しており、特に、高齢者・障害福祉サービスを中心に営利法人が占める割合は高まっているが、サービス分野による散らばりも大きい。

社会サービス供給の多元化は、一様の変化ではなく、複数のベクトルの重なりによる。ばらつきや順序がどのように説明できるかといった主題を、例えばQCAなどの手法も用いて特定することは、今後の社会政策研究にとって意義がある主題だと考えられる。また、社会サービスの多元化の「成立」の知見は、多元化の「行動」への研究に対しても一定の意義を持ちうるだろう。例えば、営利化が進展しているサービス領域と、営利法人と社会福祉法人が拮抗している領域で、営利組織の行動パターンは異なるかもしれないためである。

本論は、公開された集計レベルの事業所を対象にした分析であり、方法論的な限界を抱える。例えば、本研究のような供給主体の経営形態の研究では、法人格を越えた変化は検討できない。法人格を越えた経営管理主義の広がり、「ビジネスライク」化が見出されており（仁平2016）、このような変化については個別組織を対象にした、通時的な研究を可能とするようなりサーチデザインが必要となる。

法人形態の観点から言えば、多元化は進展したと言えるが、その様相にはばらつきがある。本分析で扱ったような公式統計の法人形態の変化は重要な情報を含むが、それ以外のデータや方法によって複合的な研究がなされることが望ましい。社会福祉に関連したサービス提供がどのように変化してきたか、そして今後どのように変化しているかを検討することは社会政策研究の重要な課題である。

（よねざわ・あきら 明治学院大学社会学部教授）

【参考文献】

- 浅井春夫, 1999『社会福祉基礎構造改革でどうなる日本の福祉』日本評論社
- DiMaggio, P. and H. K. Anheier, 1990 “The Sociology of Nonprofit Organization and Sectors,” *Annual Review of Sociology*, 16 : 137-159
- 深田耕一郎, 2021「野生の喪失——障害福祉と障害者運動の現在」『大原社会問題研究所雑誌』757 : 14-32
- 古川孝順, 1998『社会福祉基礎構造改革——その課題と展望』誠信書房
- Hansmann, H. B., 1980 “The Role of Nonprofit Enterprise,” *Yale Law Journal*, 89 (5) : 835-901
- 平岡公一, 2004a「福祉多元化とNPO」三浦文夫監修, 宇山勝儀・小林良二編『新しい社会福祉の焦点』光生館, 65-95
- 平岡公一, 2004b「社会サービスの市場化をめぐる若干の論点——まとめて代えて」渋谷博史・平岡公一編『福祉の市場化をみる眼——資本主義メカニズムとの整合性』ミネルヴァ書房, 293-312
- 平岡公一, 2017「社会サービス市場の諸理論と国際比較の可能性」『社会政策』9 (2) : 75-86
- 石田慎二, 2015『保育所経営への営利法人の参入——実態の検証と展望』法律文化社

- 川口清史・富沢賢治編, 1999『福祉社会と非営利・協同セクター——ヨーロッパの挑戦と日本の課題』日本経済評論社
- 北島健一, 2002「福祉国家と非営利組織——ファイナンス／供給分離モデルの再考」宮本太郎編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房, 247-275
- LeGrand, J. 2007 *The Other Invisible Hand : Delivering Public Services through Choice and Competition*, Princeton University Press (= 2011 後房雄訳『準市場 もう一つの見えざる手——選択と競争による公共サービス』法律文化社)
- 仁平典宏, 2016「サードセクター組織のビジネスライク化と雇用」後房雄・坂本治也『現代日本の市民社会——サードセクター調査による実証分析』法律文化社, 184-199
- Powell, M., 2019a “Introduction : Mixed Economy of Welfare and the Social Division of Welfare”, *Understanding the Mixed Economy of Welfare 2nd Edition*. Policy Press, 1-20
- Powell, M., 2019b “Conclusion : Analyses in the Mixed Economy of Welfare and the Social Division of Welfare”, *Understanding the Mixed Economy of Welfare 2nd Edition*. Policy Press, 205-224
- 炭谷茂, 1998「社会福祉基礎構造改革の展望と課題——社会福祉システムの再構築をめざして」『社会福祉研究』(73), 22-30
- 高橋万由美, 2003「多元的福祉と当事者選択の拡大——介護保険・保育にみる多元的福祉へ向けた条件整備の状況」武智秀之編『福祉国家のガヴァナンス』ミネルヴァ書房, 207-236
- 山根純佳, 2022「ケアワークにおけるジェンダーの再編——『長時間労働する身体』と『ヘゲモニックな男性性』」『社会学評論』72 (4) : 433-448
- 横山寿一, 2006『社会保障の市場化・営利化』新日本出版社
- 米澤旦, 2017『社会的企業への新しい見方——社会政策のなかのサードセクター』ミネルヴァ書房
- 米澤旦, 2021「政府とサードセクター関係における制度主義の意義——カテゴリ編成, 期待の創出, ルールの設定」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』157 : 69-92